

平成 24 年 9 月 25 日

**「ゆうちょ銀行の個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付けに関する郵政民営化委員会の調査審議」に対する意見**

一般社団法人全国銀行協会

私どもはこれまで、郵政改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した金融事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の発展を促すことにありと主張してきた。

特に、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務へ参入するに当たっては、その大前提として、将来的な完全民営化の実現を担保するとともに、「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底することが不可欠であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非は、①公正な競争条件が確保され民業圧迫を生じさせないこと、②規模の再拡大に繋がらないこと、③利用者保護等の面で問題が生じないこと等を総合的に検討し判断する必要がある。

上記の基本的な考え方を踏まえ、まず、今般のゆうちょ銀行の新規業務に係る認可申請が、ゆうちょ銀行の完全民営化にかかる具体的な計画が何ら示されていないなかで提出されたことに対し、強い遺憾の意を表明する。間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行は「暗黙の政府保証」を背景とした資金調達面での優位性を有しているため、民間金融機関との公正な競争条件を確保するためには、新規業務への参入の検討に先立って、まずは「暗黙の政府保証」の払拭に向けた取組みを進める必要がある。この点については、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（以下「所見」という。）でも「（「暗黙の政府保証」が残存するという認識を）払拭していくことが不可欠」とされているが、その払拭に向けた本質的な取組みとしては、日本郵政がゆうちょ銀行を完全民営化する具体的な計画を早期に公表することが最も重要である。所見においても「金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待される」とされているところであり、ゆうちょ銀行の完全民営化にかかる具体的な計画が示されない限り、新規業務への参入は一切検討されるべきではない。

次に、今般ゆうちょ銀行が関係当局に提出した認可申請では、個人向け貸付けや法人等向け貸付け等への参入を要望しているが、こうした分野ではすでに民間金融機関による十二分な取組みが行われており、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が巨大な資金規模を維持したままでこうした分野に参入すれば、民間金融機関の業務を圧迫し、市場における経済合理性にもとづく価格形成を歪めるなど、国民経済の健全な発展を妨げる強い懸念が

ある。

貸付け業務の分野では、政策金融機関等による民業圧迫への批判や財政負担の問題等を受けて、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から住宅金融公庫改革や政策金融改革等が進められてきた。間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行の貸付け業務への参入は、こうした改革の流れに逆行するものであり、極めて問題が大きい。

また、認可申請の内容は、実質的に貸付け業務を早期に全面解禁することを求めるものとなっている。個別具体的な貸付け分野についての認可申請であれば、国民経済への影響等を踏まえた建設的な意見を申し上げることも可能であるが、実質的に貸出業務の全面解禁を求める申請内容に対しては、反対意見を述べるより他にない。

さらに、ゆうちょ銀行は今般の認可申請の目的に「経営の安定」を掲げているが、これまでに経験を有していない貸付け業務への新規参入は、結果として同行の経営リスクを増大させる可能性もある。例えば、すでに激しい競争が行われている貸付け分野に参入した場合、信用コストや事務コスト等に見合った金利水準が確保できない懸念があるほか、信用リスク管理をはじめとする内部管理の難易度が高い貸付け分野に参入した場合は、かえって損失を被る懸念もある。その結果、ゆうちょ銀行の財務基盤が損なわれることとなれば、同行の株式価値の減少を通じて、ひいては国民負担につながる点についても十分に留意する必要がある。

以上の観点等を踏まえ、貴委員会におかれては、日本郵政グループに対し、ゆうちょ銀行の株式処分に係るスケジュールと個別具体的な新規業務への参入との関係について、時間軸とともに明確に示すことを求めるようお願いしたい。具体的な内容が示された際には、私どもとしても、長期的な国益を十分に踏まえた深度ある調査審議に資するよう議論に参画していく所存であり、改めて貴委員会において意見陳述の場が設けられることを強く要望する。

以 上